

平成 26 年 12 月定例会（平成 26 年 12 月 22 日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

12月22日(月)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告	7
	○企業長提出第5号議案ないし第7号議案の一括上程及び提案理由の説明	10
	○企業団行政に対する一般質問	11
	○企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決	11
	○企業長提出第6号議案の質疑、討論、採決	12
	○企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決	13
	○水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託	13
	○水道事業調査研究特別委員の選任	14
	○諸般の報告	15
	○議事日程の追加	15
	○特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託	15
	○特定事件の議会運営委員会付託	16
	○閉 議	16
	○企業長の挨拶	16
	○閉 会	16
署名議員		19

参考資料

企業長提出議案の処理結果	21
--------------------	----

水企告示第27号

平成26年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月15日

越谷・松伏水道企業団
企業長 福 岡 章

1 期 日 平成26年12月22日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成26年12月定例会 会期12月22日 1日間

応招議員 15名

1番	守屋	亨	議員	2番	福田	晃	議員
3番	長谷川	真也	議員	4番	山崎	善弘	議員
5番	畑谷	茂	議員	6番	服部	正一	議員
7番	大野	保司	議員	8番	菊地	貴光	議員
9番	橋本	哲寿	議員	10番	佐藤	永子	議員
11番	岡野	英美	議員	12番	金井	直樹	議員
13番	武藤	智	議員	14番	金子	正江	議員
15番	後藤	孝江	議員				

不応招議員 なし

12月定例会 第1日

平成26年12月22日（月曜日）

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 閉会中の継続審査案件（企業長提出第4号議案）の上程
△決算特別委員長の審査結果報告
- 7 企業長提出第4号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 8 企業長提出第5号議案ないし第7号議案の一括上程及び提案理由の説明
- 9 企業団行政に対する一般質問
- 10 企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決
- 11 企業長提出第6号議案の質疑、討論、採決
- 12 企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決
- 13 水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託
- 14 水道事業調査研究特別委員の選任
- 15 諸般の報告
- 16 特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託
- 17 特定事件の議会運営委員会付託
- 18 閉 議
- 19 閉 会

(開議 午前10時07分)

出席議員 15名

1番	守屋	亨	議員	2番	福田	晃	議員
3番	長谷川	真也	議員	4番	山崎	善弘	議員
5番	畑谷	茂	議員	6番	服部	正一	議員
7番	大野	保司	議員	8番	菊地	貴光	議員
9番	橋本	哲寿	議員	10番	佐藤	永子	議員
11番	岡野	英美	議員	12番	金井	直樹	議員
13番	武藤	智	議員	14番	金子	正江	議員
15番	後藤	孝江	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福岡	章	企業長
清水	秀樹	局長
石垣	利一	次長兼 配水管理課長
小川	泰弘	総務課長
野呂	一穂	お客さま課長
大徳	昭人	施設課長
石坂	正幸	配水管理課主幹

参与として出席した者の職氏名

高橋	努	越谷市長
会田	重雄	松伏町長

書記

助	雄司	総務課 庶務係長
後藤	路子	総務課 庶務係査
土肥	健一	総務課 庶務係事

10時07分 開 会

◎開会の宣告

- （守屋 亨議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから平成26年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （守屋 亨議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （守屋 亨議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （守屋 亨議長） 平成26年4月から平成26年10月までの業務概況報告を参考までにお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （守屋 亨議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （守屋 亨議長） 次に、説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△決算特別委員会答弁要旨一覧表の報告

- （守屋 亨議長） 次に、決算特別委員長から提出された決算特別委員会答弁要旨一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （守屋 亨議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課庶務係長に朗読させます。

〔総務課庶務係長朗読〕

- （筋 雄司総務課庶務係長） 朗読いたします。

平成26年12月15日

越谷・松伏水道企業団議会
議長 守屋 亨 様

越谷・松伏水道企業団
企業長 福岡 章

平成26年12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月22日招集に係る平成26年12月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議案目録

- 1、越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1、越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1、越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上でございます。

△特定事件の審査結果報告

- （守屋 亨議長） 次に、去る9月定例会において、議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （守屋 亨議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から4番山崎善弘議員、5番畑谷茂議員、6番服部正一議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （守屋 亨議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（守屋 亨議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告

○（守屋 亨議長） 次に、閉会中の継続審査となっております企業長提出第4号議案「平成25年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」を議題とし、決算特別委員長から審査の経過ないし結果について報告を求めます。

決算特別委員会、岡野英美委員長、登壇して報告願います。

〔岡野英美決算特別委員長登壇〕

○（岡野英美決算特別委員長） 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました企業長提出第4号議案「平成25年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9月30日、企業団小会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に佐藤永子委員が選任され、第4号議案の審議を閉会中の継続審査として、第2日に行うこととなりました。

第2日の委員会は、去る10月7日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨については、議長の許可をいただき、一覧としてお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、人件費を初めとした費用の縮減状況は、に対し、

人件費については、前年度と比べて収益的収支で約4,922万円、資本的収支で約920万円が減少となった。その主な理由は、職員2名の減少及び人事異動に伴う職員の平均年齢の低下、さらには国家公務員の給与減額支給措置に準ずる給料減額などである。また、企業債支払利息が、新規借入れの抑制や過去に実施した公的資金補償金免除繰上償還の効果などにより約5,476万円が縮減された。さらに、配水量の減少に伴い県水受水費が約3,366万円減少となった、とのことであります。

次に、過年度損益修正損における水道料金の不納欠損の内容は、に対し、

水道料金の不納欠損については、2年の短期消滅時効が成立した債権を対象としているが、2年を経過しても分納誓約を提出し、企業団が承認した場合及び一部納入の場合に債務承認として時効が中断されることとなる。なお、構成市町の下水道使用料と併合徴収していることから、不納欠損処理後は、下水道使用料の消滅時効が完成する残り3年間を簿外資産として管理し料金の回収に努

めている、とのことであります。

次に、有収率が向上している中での漏水対策の向上に向けた取り組みは、に対し、

有収率の向上に向けた取り組みとして、給水区域を3分割し、3年に1度のサイクルで漏水調査業務を委託により実施している。委託内容としては、1区域のおよそ4万世帯に対して音聴棒を用いて給水管漏水調査を行い、配水管については消火栓・仕切弁での漏水調査を実施し、さらに、重要な幹線や鉄道軌道下については漏水調査機を使用した調査を実施している。昨年度は、越谷市西部地区の4万戸を対象として調査し、漏水の発見件数は136件、推定漏水量が1時間当たり18.583立方メートルであった。この調査による経済効果として、1年当たりの換算で約2,730万円の損失を防止できたところである、とのことであります。

次に、給水人口と給水世帯数が計画値を下回る中、給水収益に対する影響と新たな基本計画策定の考え方は、に対し、

給水収益については、平成25年度計画額の69億1,600万円に対して、実績額は約65億3,900万円であり、計画と実績にマイナス3億7,700万円の乖離が生じており、平成26年度当初予算においても同じように計画を下回る予算を編成している。平成27年度においても昨今の配水状況を勘案すると、給水収益が大きく伸びることは期待できないと考えている。また、新たな「水道事業基本計画」が平成28年度からスタートすることとなるが、本年度に将来の財政収支と施設更新需要等を見据えた「水道施設総合管理計画」を策定中であり、平成27年度にはこれを踏まえた新たな「水道事業基本計画」を策定する予定である。策定に当たっては、現状を的確に把握し、給水収益と更新費用の均衡化を図りつつ、持続可能な水道事業経営が可能な計画としたいと考えている、とのことであります。

次に、「水道事業基本計画」の次期計画策定への取り組みは、に対し、

「水道事業基本計画2006（後期見直し）」の計画期間が平成27年度までとなるため、次期計画の策定準備を進めているが、今年度は計画の前提条件となる資産の更新と財政収支について検討するため「水道施設総合管理計画」を策定中である。水需要の減少に伴い給水収益が減少する中で、施設のダウンサイジングも踏まえつつ、財政収支を勘案し、老朽化した施設の更新と耐震化を推進する計画としたいと考えている。また、平成27年度には、この計画を踏まえて、新たな「水道事業基本計画」を策定する予定である、とのことであります。

次に、加入者分担金の考え方は、に対し、

加入者分担金は、給水装置を新設・増設する際に需要者に負担いただいているものであるが、これは既に整備された水道施設について新規需要者や追加需要者が負担なく便益のみを享受することは公平を欠くことから、応分の負担を求めるもので、水道法第14条に定める「その他の供給条件」を法的根拠としている。加入者分担金は水道施設の拡張費用として負担を求めるものであり、企業団では今後も拡張工事を進めていくことから継続して徴収していく考えである、とのことであります。

した。

次に、将来における設備のダウンサイジングにあわせた職員の縮減の考え方は。また、給料減額措置は今後も継続するのか、に対し、

職員の減少は、お客さま課料金係で1名の減少、施設課工務係で1名の減少、維持管理係で1名の増加、給水装置係で1名の減少で、計2名が減少したものであり、業務量の増減や業務体制の見直しを勘案する中で減少となったものである。今年度は、現状維持となっているが、今後も業務状況を勘案して職員の適正配置を行っていく。また、国家公務員の給与減額支給措置に準じた給料減額措置は平成25年度で終了しており、平成26年度は継続していない。企業団の職員は全員が越谷市からの派遣職員であり、今後も、越谷市との均衡も踏まえた給与体系としていく考えである、とのことでありました。

次に、高利率の企業債の借りかえの考え方は、に対し、

高利率の企業債については、国の公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し、平成19年度から24年度の間4カ年で繰上償還を行ったが、この制度は一部の特例を除き平成24年に終了したことから、いまだ4%台など高い利率の企業債が残っている。日本水道協会や全国企業団協議会などの全国的な関連組織を通じて、この制度を復活するよう国への要望を行っている。なお、独自に繰上償還を行うという選択肢もあるが、その場合は補償金が必要となるので、その長短を十分に検討していきたい、とのことでありました。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、企業長提出第4号議案については全員一致をもって原案のとおり認定可決と決しました。

以上で報告を終わります。

- （守屋 亨議長） 続いて、第4号議案「平成25年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （守屋 亨議長） この際、暫時休憩いたします。

10時21分 休憩

10時22分 再開

◎開議の宣告

- （守屋 亨議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （守屋 亨議長） 挙手は全員であります。

したがって、第4号議案は原案のとおり認定されました。

◎企業長提出第5号議案ないし第7号議案の一括上程及び提案理由の説明

- （守屋 亨議長） 次に、企業長提出第5号議案ないし第7号議案の3件を議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） おはようございます。本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方には、ご健勝のうちにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、「越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を初め、3件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につきましてご説明させていただきます。

第5号議案及び第6号議案の2議案につきましては、期末手当に関する規定を整備するもので、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、議員及び企業長の期末手当につきましては、当企業団の一般職の職員の取り扱いに準じて対応してきた経緯がございますので、当企業団の一般職の職員の期末勤勉手当の支給率を引き上げることに準じ、本年度の12月期の期末手当の支給月数を「2.05月」から「2.2月」に改め、年間の支給月数を「3.95月」から「4.1月」とするものでございます。

また、平成27年度以降につきましては、6月期の支給月数を「1.975月」に、12月期の支給月数を「2.125月」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、これらの条例は公布の日から施行し、平成26年12月1日にさかのぼり適用することとしておりますが、平成27年度以降の期末手当に係る規定につきましては、平成27年4月1日から施行してまいります。

次に、第7号議案についてご説明申し上げます。本議案は、通勤手当の支給対象となる職員の要

件を改めるもので、当企業団の一般職員の派遣元である越谷市が、支給要件を改正したことに伴い、その取り扱いを同じくするため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、通勤手当の支給要件を通勤距離1キロメートル以上から2キロメートル以上に改めるものでございます。

なお、本条例は平成27年4月1日から施行してまいります。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （守屋 亨議長） この際、暫時休憩いたします。

10時26分 休憩

10時54分 再開

◎開議の宣告

- （守屋 亨議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （守屋 亨議長） 企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決

- （守屋 亨議長） 次に、企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決を行います。

第5号議案「越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （守屋 亨議長） この際、暫時休憩いたします。

10時55分 休憩

10時56分 再開

◎開議の宣告

- （守屋 亨議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （守屋 亨議長） 挙手は全員であります。

したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第6号議案の質疑、討論、採決

- （守屋 亨議長） 次に、企業長提出第6号議案の質疑、討論、採決を行います。

第6号議案「越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （守屋 亨議長） この際、暫時休憩いたします。

10時57分 休憩

10時58分 再開

◎開議の宣告

- （守屋 亨議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （守屋 亨議長） 挙手は全員であります。

したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決

- （守屋 亨議長） 次に、企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決を行います。

第7号議案「越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （守屋 亨議長） この際、暫時休憩いたします。

10時59分 休 憩

10時59分 再 開

◎開議の宣告

- （守屋 亨議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） 討論の発言はありませぬので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （守屋 亨議長） 挙手は全員であります。

したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

◎水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託

- （守屋 亨議長） 次に、水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

市・町民の生活に身近で重要な水道について、より一層安全で良質な水の安定供給を図るため、

水道事業全般について調査研究をする必要があります。

お諮りいたします。水道事業の調査研究については、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（守屋 亨議長） ご異議なしと認めます。

したがって、水道事業全般の調査研究をするために、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎水道事業調査研究特別委員の選任

○（守屋 亨議長） お諮りいたします。

ただいま設置いたしました水道事業調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、

2番 福田 晃 議員	3番 長谷川 真也 議員
4番 山崎 善弘 議員	5番 畑谷 茂 議員
6番 服部 正一 議員	7番 大野 保司 議員
8番 菊地 貴光 議員	9番 橋本 哲寿 議員
10番 佐藤 永子 議員	11番 岡野 英美 議員
12番 金井 直樹 議員	13番 武藤 智 議員
14番 金子 正江 議員	15番 後藤 孝江 議員

以上、14人を選任いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（守屋 亨議長） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を水道事業調査研究特別委員に選任することに決しました。

◎休憩の宣告

○（守屋 亨議長） この際、暫時休憩いたします。

11時01分 休憩

11時39分 再開

◎開議の宣告

○（守屋 亨議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （守屋 亨議長） この際、諸般の報告をいたします。

△水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （守屋 亨議長） 休憩中に開催されました水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に山崎善弘委員、副委員長に後藤孝江委員が互選されました。

△特定事件の付託申し出の報告

- （守屋 亨議長） 次に、議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、水道事業調査研究特別委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （守屋 亨議長） お諮りいたします。

この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） ご異議なしと認めます。

したがって、この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託

- （守屋 亨議長） これより水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として水道事業調査研究特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として水道事業調査研究特別委員会に付託することに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （守屋 亨議長） 次に、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （守屋 亨議長） 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （守屋 亨議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました第5号議案ないし第7号議案並びに去る9月定例会において閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されておりました第4号議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおりご決定並びにご認定を賜り、まことにありがとうございました。

決算特別委員会を初め、賜りました貴重なご意見、ご指導を十分に生かし、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、私を初め職員が一丸となり、水道事業の運営に取り組んでまいりますので、なお一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、年の瀬を迎えまして、議員の皆様には公私ともにお忙しいことと存じますが、健康に十分ご留意いただき、よいお年を迎えられますとともに、一層のご活躍を心からお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （守屋 亨議長） これをもちまして、平成26年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 守 屋 亨

議 員 山 崎 善 弘

議 員 畑 谷 茂

議 員 服 部 正 一

◎ 企業長提出議案の処理結果

- 第 4 号議案 平成 25 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
(認定可決)
- 第 5 号議案 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第 6 号議案 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第 7 号議案 越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)